

安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程（以下「本規程」という。）は道路運送法第22条及び第22条2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にかかる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第3条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報は、積極的に公表する。

第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

- 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、それを確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

第7条（社長の責務）

1. 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

1. 安全統括管理者
2. 運行管理者
3. 整備管理者
4. その他必要な責任者

安全統括管理者は、別で定めるグループ合同事故対策安全会議を6月・9月・12月・3月の4半期ごとに開催し、事故の再発防止、乗務員指導教育内容安全目標達成状況等について統括し、輸送の安全の確保を図る。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

1. 国土交通大臣が解任命令を出されたとき。
2. 心身の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
3. 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
6. 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、措置を講じること。
7. 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育、研修を行うこと。
9. その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い重点施策を着実に実施する。

第12条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

経営トップと現場、運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝えて適切な対処策を講じる。

第13条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

1. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
2. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故や災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
3. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づいて国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第14条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第15条（輸送の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するために自ら又は自らが指名する者を実施責任者に、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故や災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合やその他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

安全統括管理者は、前項の内部監査が終了し、改善すべき事項が認められた場合は、その結果を速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条（輸送の安全に関する業務の改善）

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

第17条（情報の公開）

輸送の安全に関する安全管理規定に基づいた方針において、目標及び当該目標の達成状況、情報の伝達体制及びその他の組織体制、教育及び実施状況、内部監査の結果、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全統括管理者に係る情報等について、事業年度経過後の100日以内に外部に対し公表する。

事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規程は、業務の実態に応じて適切に定期的に見直しを行う。

輸送の安全に関する方策の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故や災害等の報告、運行管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを保存する。

前項に掲げる情報や輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は別に定める。